

八戸市 小学校スポーツ活動・中学校運動部活動指針 概要版 ー 小学校編 ー



八戸市教育委員会

1 はじめに

市教育委員会では、本市の児童にとって、望ましい小学校期におけるスポーツ活動を推進していくため、スポーツ庁による「運動部活動に関する総合的なガイドライン」及び県の運動部活動の指針との整合性を図りながら指針を策定しました。

また、本市の実態に即した内容とするため、「本市の現状と課題」を踏まえて「方向性」「休養日等の設定」「適切な運営」「適切な指導」等について示しました。

特に本市では、これまで学校の教員が主体となって運営してきましたが、近年、保護者が主体となって運営する形態が増加傾向にあり、指針では、保護者が主体となって運営するための内容についても示してあります。

保護者の皆様には、「概要版」及び「指針」を御一読いただき、小学校期におけるスポーツ活動への御理解をいただくとともに、今後ますます児童にとって望ましい運動部活動が進められるよう御協力をお願い申し上げます。

なお、文化部活動についても、当面の間は、本指針に準じて活動することとしています。

2 本市のスポーツ活動

■ 本市のスポーツ活動

(1) 小学校が運営に関わる運動部活動

- ・教員主体型……学校の教員が主体となって運営や指導を行っている。
- ・保護者主体型…保護者が主体となって運営し、外部指導者が指導している。(学校もサポート)

(2) 地域主体のスポーツクラブ等

- ・地域の人々により運営母体が組織され、保護者と協力して活動している。

3 本市の現状と課題

- ・少子化とそれに伴う教職員の減少等により、これまでと同様の運営体制を維持できない状況となっており、近年では、保護者主体型が増加している。
- ・保護者主体による運動部活動では、初めて運動部活動の運営に携わる保護者もいることから、運営方法等について模索しながら進めている現状が見られる。
- ・教員による指導は、教育的配慮のもとに指導できるよさはあるが、必ずしも担当するスポーツに精通しているとは限らず、児童のニーズに対応できない現状が見られる。
- ・これまで、青森県小学校長会の休養日等の申し合わせに準じて、各学校では活動してきたが、土・日曜日の活動時間が各学校によって差が見られる。

4 本市における運動部活動の方向性

本市の現状と課題を踏まえ、本市では次のような方向性で運動部活動を進めていきます。

- (1) 本指針をもとに適切な運営等の共通理解、共通実践を図っていきます
本市では、「望ましい運営等の実践」「初めて運営に携わる教員や保護者であっても安心して運営が進められる」ことをめざし、指針をもとに、市全体で共通理解を図りながら実践する。
- (2) 教員主体型から保護者主体型等への移行を段階的に進める
児童のニーズに応じた指導内容の充実を図るとともに、今後の教員数の減少や教員の多忙化解消等の課題に対応するため、本市では、令和元年度から教員主体型から保護者主体型等への移行を段階的に進めている。
移行にあたっては、保護者や地域の実状を考慮することが最も重要であることから、市内一斉ではなく、準備が整った学校、部活動から移行を進める。

5 運動部活動における適切な休養日等の設定

- 本市の休養日等の設定にあたっては、以下に基づき設定しています。
 - ◎スポーツ庁のガイドライン、県の運動部活動の指針に準じて設定
 - ◎「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（日本体育協会）を参考に設定
 - ・休養日は週あたり1～2日以上、週あたりの活動時間は年齢×1時間

(1) 休養日の設定

- ① 週あたり2日以上 of 休養日を設定する。
 - ・平日は1日以上、週末のいずれかを休養日
- ② 長期休業中については、学期中に準じた扱いとする。
 - ・学校閉庁日や年末・年始休業等を活用し、ある程度長期の休養期間を設定

(2) 活動時間の設定

- ① 平日の活動時間は2時間以内、週末の活動時間は3時間以内とする。
- ② 長期休業中の活動時間については、学期中に準じた扱いとする。
- ③ 児童の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時、10月から3月は午後5時30分
- ④ 児童の学習や生活への影響を考慮し、原則、時間を延長しての活動は行わない。

(3) 練習試合や大会への参加

- ① 練習試合は月2回程度とし、参加する大会数は、児童や保護者への過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- ② 交通手段については、公共交通機関、貸切バス、タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が児童を自家用車に同乗させて移動することは禁止する。

6 適切な運営について

望ましい運営に向けた取組

- 「保護者主体型」による運営も増加傾向にあるため、指針では、望ましい運営を進めていくために必要な事項を記載しています。

- ① 運営計画の作成…部の目標や年間活動予定、休養日や活動時間、保護者による係分担等を決定し、部の方向性を定めます。
- ② 規約の作成……保護者による組織の構成や活動にあたっての約束事を決定します。
- ③ 活動計画の作成…毎月の活動計画を作成します。
(休養日や活動時間、試合等の予定、見守り当番等)

- 望ましいスポーツ環境づくりには、学校・家庭・地域の連携が大切です。

児童にとって望ましい運動部活動を推進していくためには、学校・保護者・地域で連携を図ることが大切です。

保護者の代表は、毎月の活動計画を学校に周知し、学校は、児童の健康面や活動状況及び施設の利用状況を把握するなど、「共有」がとても大切です。

また、外部指導者を活用する場合でも、活動方針を共通理解した上で委嘱することが大切です。

7 適切な指導について

望ましい指導に向けた取組

- ◎小学校期のスポーツ活動は、児童の心身の健康の増進、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養うことが大切です。(指導者と共通理解を図りながら進めていきましょう)

スポーツの楽しさを味わわせる指導

- ・児童一人一人に目標をもたせる
- ・発達の段階を考慮し、意欲付けを図る

豊かな人間性や社会性を育む指導

- ・児童とのコミュニケーションを大切にした指導
- ・児童のよさを認め、励ます指導

児童の健康・安全に配慮した指導

- ・児童の健康状態の把握
- ・施設の安全点検や練習中の安全確認

体罰禁止の徹底

- ・肉体的苦痛を与えない(殴る、蹴る等)
- ・人格を否定するような発言をしない等

8 事故防止のための安全管理

けがや事故を防止し、安全に活動するための取組

児童の健康管理と配慮事項

- ・ 児童の健康状態を事前把握する。
- ・ 活動中の体調、心の状態を把握する。

緊急時の連絡体制・事故発生時の対応

- ・ 緊急時の連絡体制を整備する。
(保護者、学校や医療機関等)
- ・ 事故発生時の緊急対応を教職員で共通理解する【指針 P 23】

活動場所・器具の安全点検

- ・ 定期の安全点検、日常の安全点検を行う。

環境条件に応じた配慮

- ・ 天候へ配慮して活動する。
- ・ 熱中症予防に努める。【指針 P 24～26】

◎事故防止のためには、顧問と保護者との連携が必要不可欠です。児童の体調等について、情報共有を図ることが大切です。

9 スポーツ障害・外傷の予防と応急手当

スポーツ障害・外傷を予防するための取組

スポーツ障害・外傷について

	スポーツ障害	スポーツ外傷
発生の原因	身体の局所に弱い力が繰り返し加わり、軟部組織が損傷する	一度に強い力が加わることで生じる
運動制限	適切な配慮のもと運動可	完治するまで運動不可

スポーツ障害・外傷の予防のための配慮事項

- ・ 個人差を考慮したトレーニングをする。
- ・ 工夫した多様なトレーニングをする。
- ・ ウォーミングアップとクーリングダウンの時間を十分にとる。
- ・ 「栄養・運動・睡眠」のバランスを児童に理解させる。
- ・ 食事の量、栄養バランスを児童に意識させる。

【指針 P 28】

スポーツ障害・外傷に対する応急手当

- ・ 一次救命処置（身体状態の把握と確認）【指針 P 30】
 - ・ 悪化の防止（R I C E <ライス> 処置）【指針 P 31】
- 詳細な応急手当の手順は「スポーツ事故防止ハンドブック」を参照

◎保護者の皆様も、応急手当等について御確認ください。

「八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動指針」 検索

- 「八戸市ウェブサイト」 > 「子育て・学校」 > 「教育」に掲載しています。

U R L : https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kosodate_gakko/kyoiku/8397.html